

条件付一般競争入札の公告

社会福祉法人山形県社会福祉事業団経理規程第64条の規定により、特別養護老人ホーム寿泉荘改築等（1期）工事について、条件付一般競争入札（事後審査方式）を次のとおり行う。

平成30年9月4日

社会福祉法人山形県社会福祉事業団

理事長 佐藤 護

1 入札の日時及び場所

- (1) 入札の日時 平成30年9月28日（金） 午後1時30分から
- (2) 入札の場所 山形市東古舘123番地 協同の杜JA研修所 講堂

2 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 特別養護老人ホーム寿泉荘改築等（1期）工事
- (2) 工事の場所 山形県長井市今泉 地内
- (3) 工事の概要 新棟の建築、電気・機械設備（鉄骨造3階、延床面積 2529.97 m²）
改修工事、解体工事、外構工事
- (4) 工 期 平成32年3月16日まで
- (5) 予 定 価 格 823,478,000 円（消費税及び地方消費税を含まない。）

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 山形県財務規則（昭和39年3月山形県規則第9号。以下「規則」という。）
第125条第5項の規定による競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）
に登載されている者、又は当該名簿に登載されている者2者で自主構成する特定建設
工事共同企業体（以下「特定共同企業体」という。）であること（単体、経常建設共
同企業体、事業協同組合、特定共同企業体のうちいずれか1つの参加に限る）。
ただし、資格者名簿は平成30年7月31日付けのものとする。
- (2) 資格者名簿の建築一式工事において、A等級に格付けされていること（特定共同企
業体にあつては、構成員のいずれもがこの要件を満たしていること。）。
- (3) 村山管内及び置賜管内に主たる営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）
第7条第1号による経營業務の管理責任者を置く営業所に限る。）を有すること（特
定共同企業体にあつては、構成員のいずれもがこの要件を満たしていること。）。
- (4) 特定共同企業体にあつては、次に掲げる要件を満たしていること。
 - イ 構成員は、共同連帯して共同施工方式により本工事を完成させるものであること。
 - ロ 構成員のいずれもが次に掲げる要件を満たしているものであること。
 - (イ) 経常建設共同企業体又は事業協同組合でないこと。
 - (ロ) 出資比率が30パーセント以上であること。
 - (ハ) 本工事の入札において、他の特定共同企業体の構成員になっていない
こと。
 - ハ 特定共同企業体の代表者が、次に掲げる要件を満たしていること。

(イ) 構成員の中で出資比率が最大の者であること、かつ、総合点数が建築一式工事について、特定共同企業体のほかの構成員より高いこと。(総合点数とは、資格者名簿における総合点数(客観点数と発注者点を合算した値)をいう。)

- (5) 平成15年度以降において、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で建築工事延床面積2,000㎡以上の建築工事(改修工事を除く)を元請(共同企業体にあつては、その出資比率が20パーセント以上であつた者に限る。)として完成させた実績を有すること。(特定共同企業体にあつては、代表者がこの要件を満たしていること。)
- (6) 次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できるとともに、現場代理人を常駐で配置できること。なお、現場代理人、主任技術者又は監理技術者は兼務できる。(特定共同企業体にあつては代表者がこの要件を満たすこと)。
- イ 一級建築施工管理技士、一級建築士又はこれと同等以上の資格を有すること。
- ロ 監理技術者にあつては、建築業法に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。
- ハ 現場代理人、主任技術者又は監理技術者は、(5)の工事において、現場代理人、主任技術者又は監理技術者のいずれかであつたものであること。
- (7) 特定共同企業体の代表者以外の構成員については、次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。
- イ 一級建築施工管理技士、一級建築士又はこれと同等以上の資格を有すること。
- ロ 監理技術者にあつては、建築業法に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。
- (8) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること。ただし、個人事業所で、かつ、従業員が4人以下である等の理由により、適用事業所に該当しない場合を除く。(特定共同企業体にあつては、構成員のいずれもがこの要件を満たしていること。)
- (9) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。(特定共同企業体にあつては、構成員のいずれもがこの要件を満たしていること。)
- (10) 規則第132条の規定に基づく建設工事請負契約約款第49条第1項第6号の規定に該当しないこと。(特定共同企業体にあつては、構成員のいずれもがこの要件を満たしていること。)
- (11) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者にあつては、当該更生手続開始又は当該再生手続開始の決定の日を審査基準日とする経営事項審査の結果をもとに、建設工事の入札参加資格の審査を受けた者であること。(特定共同企業体にあつては、構成員のいずれもがこの要件を満たしていること。)

4 契約に関する事務を担当する部署等

〒990-0041

山形市緑町一丁目9番30号 緑町会館 4階

社会福祉法人山形県社会福祉事業団 事務局 改築営繕室

電話番号 023-623-9127

5 入札参加申請書の提出

入札へ参加を希望する者は、入札参加に必要な書類を次に掲げる期間内に、4に記載する場所へ郵送（書留）により提出するものとする。（持参不可）

受付期間 平成30年9月4日（火）から平成30年9月14日（金）まで（当日消印有効）

6 入札保証金及び契約保証金

（1） 入札保証金 免除する

（2） 契約保証金 規則第132条の規定に基づく建設工事請負契約約款第4条による保証（保証金額は、契約金額の10分の1に相当する額とする。）を付すること。

7 その他

（1） 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反し入札、その他規則第122条の2の規定に該当する入札は無効である。

（2） 入札参加者は、積算内訳書を入札時に提出すること。

（3） この入札は、山形県社会福祉事業団最低制限価格取扱要領に基づき、最低制限価格を設定する。

（4） 本件は、本法人の理事会の議決に付すべき契約となることから、本法人理事会の議決を得た後に本契約を締結する。

（5） この入札は、入札参加資格の有無の確認を開札後に行う入札参加資格事後審査方式により行う。

（6） 詳細については、入札説明書による。